

諮問番号：令和 6 年度諮問第 1 号

答申番号：令和 7 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人 A が令和 6 年 6 月 21 日付けで提起した、処分庁練馬区長が同月 10 日付けで行った令和 6 年度特別区民税・都民税（住民税）・森林環境税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（6 練総法第 558 号。事件名「住民税等賦課決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第 2 事案の概要

1 関係する法令等（以下これらを総称して「法令等」という。）

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。処分庁提出の令和 6 年 8 月 20 日付け弁明書（以下「弁明書」という。）添付の証拠書類 1）
- (2) 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。同証拠書類 2）
- (3) 練馬区特別区税条例（昭和 39 年 12 月練馬区条例第 42 号。以下「条例」という。同証拠書類 3）
- (4) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「森林環境税法」という。同証拠書類 4）
- (5) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 300 号。同証拠書類 5）

2 請求人は、令和 6 年 1 月 1 日時点において、練馬区に住所を有する個人である。

3 請求人は、同年 3 月 12 日、練馬東税務署に対して令和 5 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（損失申告用）（以下「確定申告書」という。同証拠書類 6）を提出した。この確定申告書における請求人の令和 5 年の総所得金額は 0 円、同年の所得金額は 820,091 円であった。

4 請求人は、練馬区より、令和 6 年 4 月 16 日付けで介護保険法等に基づき要支援認定（要介護状態区分等：要支援 2）を受けた（審査請求書添付書類）。

5 処分庁は、同年 6 月 10 日付けで請求人に係る令和 6 年度の住民税の年税額を 5,000 円（区民税均等割部分 3,000 円、都民税均等割部分 1,000 円および森林環境税 1,000 円）とする本件処分（弁明書添付の証拠書類 7）を行い、請求人は同月 15 日にその事実を知った。

6 請求人は、同月 21 日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

第3 法の規定

特別区内に住所を有する個人は、納税義務者として、均等割額および所得割額の合算額により住民税が課される（都民税につき法第24条第1項第1号、特別区民税につき第294条第1項第1号）。

1 所得割

所得割の課税標準は、「前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする」（法第32条第1項、第313条第1項）ものであり、この「総所得金額」は、所得税法（昭和40年法第33号）が規定する計算の例により算定される（法第32条第2項）。

2 均等割

均等割の場合、前年の「合計所得金額」が「条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない」（法第24条の5、第295条第3項）との定めがある。

(1) 「合計所得金額」（法第23条第1項第13号、第292条第1項第13号）は、「前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」の合計額（法第32条、第313条第1項）を指し、繰越損失控除前の金額を基に算定される点において所得割とは算出方法が異なるものである。

(2) 「条例で定める金額」（条例第10条第2項）は、つぎのとおりである。

「350,000円にその者の同一生計配偶者および扶養親族（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加えた額）」

3 住民税が非課税となる場合

つぎのいずれかの場合に該当する者に対しては、都民税および特別区民税の所得割および均等割はいずれも課されず、非課税となる（法第24条の5第1項、第295条第1項、条例第10条第1項）。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

ここでいう「障害者」は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他精神又は身体に障害がある者で政令に定めるもの」（法第23条第1項第10号、第292条第1項第10号）であり、「政令で定めるもの」については、令第7条および第46条に定めるものである。

ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

イ アに該当する者のほか、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
ウ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
エ ア、イおよびウに該当する者のほか、戦傷病者手帳の交付を受けている者
オ ウおよびエに該当する者のほか、原子爆弾被爆者のうち、その負傷や疾病が
原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
カ アからオまでに該当する者のほか、常に就床し複雑な介護を受けている者
キ アからカまでに該当する者のほか、精神または身体に障害のある年齢65歳
以上の者で、その障害の程度が上記のアまたはウに準ずるものとして福祉に
関する事務所の長の認定を受けている者

4 森林環境税法の定め

特別区内に住所を有する個人に対しては、森林環境税法により、森林環境税
もまた課されるものであり（森林環境税法第3条）、住民税における場合と類似
する基準により、非課税となる場合が定められている（森林環境税法第4条、同
法施行令第1条）。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、つぎのいずれの理由によっても本件処分は取り消されるべき
であるというものである。

- (1) 令和5年の所得について、単年度では黒字であったが、複数年度で計算する
と赤字であるため、住民税の均等割は課されない。
- (2) (1)に該当せずとも、介護保険の要支援認定を受けていることから住民税の均
等割と所得割のいずれも課されない場合（障害者で前年中の合計所得金額が135
万円以下）に該当するため、非課税となる。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、つぎのとおり、請求人の令和6年度の住民税等に係る本件処分
は、法令等に基づき適法かつ正当に行われたのであるから本件請求には理由がな
く、棄却されるべきというものである。

(1) 住民税の均等割

請求人の令和5年の合計所得金額は820,091円であり、これは「条例で定める
金額」（上記第2.2(2))である450,000円（＝350,000円×1（請求人）＋100,000
円）を上回るから、請求人には、住民税の均等割が課されることとなる。

そのため、請求人に課される具体的な均等割の額は、区民税均等割部分3,000
円および都民税均等割部分1,000円（法第38条、法第310条）である。

(2) 森林環境税

請求人は、森林環境税の非課税対象者ともならず、同人に課される森林環境

税は、1,000円である（森林環境税法第5条）。

(3) 非課税の範囲について

請求人は、法第23条第1項第10号および第292条第1項第10号、令第7条および第46条ならびに森林環境税法第4条第2項第1号に規定する「障害者」には当たらないため、「障害者」であることを理由とする住民税および森林環境税の非課税の範囲には該当しない。

(4) 小括

以上のとおり、処分庁が請求人に係る令和6年度の住民税の年税額等を5,000円（区民税均等割部分3,000円、都民税均等割部分1,000円および森林環境税1,000円）とした本件処分に違法不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

請求人に対する令和6年度の住民税等の課税は、法第24条第1項第1号および第294条第1項第1号を適用してなされたものであり、請求人には、住民税等が非課税となる事由（法第24条の5第1項および第3項、法第295条第1項および第3項、森林環境税法第4条）は存在しない。

また、請求人に対する具体的な課税額については、法第38条、法第310条および森林環境税法第5条により算定されたものである。

以上のとおり、本件処分は、これらの法令等の適用の結果によるものであり、その適用に誤りはない。

その他、本件処分につき違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第7 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和7年2月3日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和7年2月27日 審議
- 3 令和7年5月21日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件に係る関係法令等の定めは別紙のとおりである。

(2) 争点整理の前提

請求人に対する令和6年度の住民税の課税は、法第24条第1項第1号および第294条第1項第1号を適用してなされたものである。

住民税は、請求人が法第24条の5第1項および第295条第1項ならびに条例第10条第1項に該当する場合には、所得割および均等割ともに非課税となる。

また、請求人が住民税の均等割のみを課すべきものに該当する場合であっても、法第295条第3項および条例第10条第2項に規定する非課税の範囲に該当する場合は、市町村民税（練馬区においては特別区税をいう。以下「特別区税」という。）の均等割は非課税となるほか、法第24条の5第3項の規定により都道府県民税の均等割も非課税となる。

(3) 争点整理

審理関係人の主張および(2)の前提を踏まえ、本件の争点をつぎのとおり整理する。

① 令和5年の繰越損失額を控除した後の総所得金額が0円であれば、令和6年の住民税均等割は課されないのか否か。

② 法第24条の5第1項第2号および第295条第1項第2号、条例第10条第1項第2号ならびに森林環境税法第4条第1項第2号の規定により、前年の合計所得金額が1,350,000円以下の「障害者」は、住民税および森林環境税が非課税となるところ、請求人は、法令等に規定する住民税等が非課税となる「障害者」に該当するか否か。

(4) 争点①に対する判断

ア 前記第2「事案の概要」5から明らかなとおり、審査請求人は「住民税の均等割のみを課すべきもの」（法第295条第3項）であるところ、審査請求人の前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い「条例で定める金額」以下であれば、住民税均等割も非課税となる（法第295条第3項）。

イ この点、法第295条第3項に規定する合計所得金額は、「法第313条第8項および第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額」である。つまり、繰越損失額を控除する前の金額である。

請求人の前年（令和５年）の合計所得金額は、法第313条第８項の規定による控除前（繰越損失額を控除する前）の総所得金額である820,091円である。

ウ つぎに、法295条第３項を受けて条例第10条第２項が定められているところ、同項において450,000円（350,000円×１人[同一生計配偶者および扶養親族の数に１を加えた数]+100,000円）以下であれば住民税均等割も非課税となる（法第295条第３項）。審査請求人の合計所得金額は820,091円であり非課税となる条例で定める額（450,000円）を超えているため、請求人は、住民税均等割の非課税の対象とはならない。

エ したがって審査請求人に令和６年の住民税均等割は課される。

(5) 争点②に対する判断

審査請求人の合計所得金額は820,091円であるところ、「障害者」に該当すれば住民税均等割は非課税となる。

法令等に規定する「障害者」は、法第23条第１項第10号および第292条第１項第10号に「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの」と規定され、「政令で定めるもの」とは令第７条および第46条の規定により、第３の３(2)のアからキまでに該当する者をいう。

まず、請求人は、第３の３(2)のアからオまでについては、請求人自ら主張・証明していないため該当しない。

つぎに、第３の３(2)のカについては、請求人は要介護状態区分等が「要支援２」であるところ、当該状態は「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」に該当しない。現に、請求人は審査請求書を審査庁の窓口に一人で持参している旨、確認しており、このことから日常生活において一定の自立が可能であり、常時就床を要し、複雑な介護を要する者とは言えない現状が窺える。

また、第３の３(2)のキについて、請求人から「区の福祉に関する事務所の長の認定を受けている者」に該当する旨を明らかにする主張もない。

したがって、請求人は、法第23条第１項第10号および第292条第１項第10号、令第７条および第46条、条例第10条第１項第２号ならびに森林環境税法第４条第２項第１号に規定する非課税の対象となる「障害者」には該当しない。

(6) 小括

本件処分は、これらの法令等の適用の結果によるものであり、その適用に誤りはない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長	葭原	敬
委員	宇野	康枝
委員	三原	佳人